

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 平成 30 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>補助金等について</p> <p>補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第 232 条の 2 では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>繰越金の取扱い等については、長寿クラブ連合会へ問題提起を行い、一定の理解を得ることができたが、年度当初の資金繰り等、各クラブそれぞれの事情を踏まえ、慎重に議論する必要がある。このことから、今後は他自治体の補助金交付要綱を参考にし、精算返還方式等補助基準や繰越金の取扱い等の検討を行うとともに、公益上の必要性や公平性等を考慮し、団体の実態に合わせた関係補助金交付規則の見直しを行っていく。</p>	<p>R7. 2. 19</p>

2 平成 30 年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>令和 3 年 4 月 1 日に「太宰府市補助金等交付規則」が施行されたことから、これに沿って「公益社団法人太宰府市シルバー人材センター補助金交付規程」についても指摘事項を踏まえ内容を検討中。</p>	<p>R6. 12. 3</p>
<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることから、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていなかった。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われない。</p>	<p>補助金申請及び実績報告の提出資料を基に国の補助金の積算根拠と算定方法を確認し、総事業費や国補助対象経費を把握したうえで、市の補助金の充当項目の対象経費に対して国補助との重複や不適切な項目への充当がないかなどの視点で審査を行い決定している。</p> <p>また、補助金申請及び実績報告の際の基本的な添付資料に加え、審査に要する資料の追加提出を求めて確認を行い、補助金の充当先等が把握できるように是正している。</p>	<p>R6. 12. 3</p>

3 令和4年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部環境課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府北寿苑跡地の活用について</p> <p>令和2年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「太宰府北寿苑跡地の活用について」の措置方針について、令和4年6月9日付で通知を受理した。この通知において、今後地元との協議を継続し、当該跡地の活用について検討を進めるとのことであるが、このような状況が長期に継続すれば、多額の管理経費がかかることとなり、遊休地の有効な活用の観点からも早急な解決を図りたい。</p>	<p>大野城太宰府環境施設組合と北寿苑跡地の有効な活用方法について引き続き協議を進めている。</p>	<p>R6.11.18</p>

監査の結果及び措置状況（総務部地域コミュニティ課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>地域運営支援助成金について</p> <p>各自治会及び校区自治協議会（以下「自治会等」という。）の決算報告を見ると、翌年度への繰越金が増加している。これはコロナの影響と思われる。</p> <p>助成金は、自治会等の活動の維持・活性化を目的とするものである。したがって、事業の中止等により費用が削減された場合は、返還を求めるのが基本である。</p> <p>しかし、補助金の交付要綱等の整備が不十分なため、繰越の限度額の設定もされず漫然と繰越額が増加している実態である。地域コミュニティ課においては、交付要綱等の整備を進めるとともに、自治会等の自主的な活動を推進するために市の指導の下に繰越金の適正な執行を求めるべきである。</p>	<p>令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各自治会及び各校区自治協議会にて令和4年度まで中止になっていた実施事業が再開し始めましたので、現状の制度下の中で、積極的な事業実施を促しました。</p> <p>令和6年度については、ほとんどの自治会活動が再開される方向で推移しており、必要な事業かも見極めながら、引き続き適正な執行を促しているところです。</p> <p>繰越金は減少してきていることから、今後も休止していた活動の再開や、他団体との連携事業数の拡大に向けた更なる支援を行います。</p>	<p>R6.12.5</p>

4 令和4年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不納欠損処理の方法等につきまして、債権管理条例の整備等、全庁的に取り組む必要がある部分がありますが、ご指摘のように実態を踏まえた方法について内規を整備し、対応を進めていきます。</p>	<p>R6. 12. 9</p>

5 令和5年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部人権政策課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計の一般会計繰入金について</p> <p>弁護士等委託料について、同額を一般会計からの繰入をしているが、特別会計内で対応を図ることが相当と考えられ、条例の運用、改正を検討されたい。</p>	<p>太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例第2条の規定に基づき、歳入は一般会計繰入金及び借入金の償還金、歳出は貸付事業費等として運用しており、現在事業費相当額を一般会計繰入金として処理しております。</p> <p>併せて太宰府市住宅新築資金等公債償還積立金条例第2条の規定に基づき、償還金相当額を特別会計における積立金として処理しております。同条例第6条には、積立金は、公債償還に要する費用に不足を生じた場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と規定されており、国への公債費償還は平成30年度で完了していますが、個人からの滞納分償還金は未だ返済されていますので、その利子とともに積立てております。</p> <p>したがって、特別会計分のみを原資として運用する歳入歳出は、償還金及び積立金に限ることとし、事業費相当額は一般会計繰入金において充てて</p>	<p>R6. 12. 6</p>

	いく方針ですが、条例改正等につきましては今後とも調査研究を行ってまいります。	
--	--	--

監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）について</p> <p>一般会計から事業費の補填としての繰入を行う場合には、一定の基準に従って、繰入額を決定すべきである。繰入基準を明確にするよう検討されたい。</p>	<p>会計年度任用職員制度の導入により、介護予防サービス計画費収入では賄えなくなることが判明した当時において、不足分を一般会計及び保険事業勘定からの繰入により対応することを財政部局と確認をしました。</p> <p>また、一般会計からの繰入額については、地域支援事業交付金の対象外となる介護予防給付費に係るケアプラン作成に関する費用の割合（約6割）を基準として算定をしている。</p>	R7.2.19